

電気供給約款別紙（北陸電力送配電株式会社管内）

実施要綱 北陸 お得電力 高負荷率電灯

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）へ（基本料金および電力量料金単価）(a)に定めるとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北陸お得電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。また、この実施要綱から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用いたしません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約容量

契約容量は、本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定された値といたします。

ホ) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (a) 夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (b) その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

ヘ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

(a) 基本料金

基本使用料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本使用料金は、半額といたします。

| | | | |
|------|---------------|------|------------|
| 基本料金 | 10kVAまで | 1契約 | 17,018円65銭 |
| | 上記をこえる1kVAにつき | 1kVA | 1,659円19銭 |

(b) 電力量料金単価

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれ

ぞれの使用電力量といたします。

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 電力量料金 | 夏季料金 | 1kWh | 29円88銭 |
| | その他季料金 | 1kWh | 29円88銭 |

ト) その他

当社は、本約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、本約款16（料金の算定）(1)ロに準じて日割計算をする場合は、計量値を確認するときを除き、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。